

パック詰鶏卵規格

1. 種類は、次の基準によりLL、L、M、MS、S及びSSとする。

種類	基準
LL	パック中の鶏卵1個の重量が70グラム以上、76グラム未満であるもの
L	パック中の鶏卵1個の重量が64グラム以上、70グラム未満であるもの
M	パック中の鶏卵1個の重量が58グラム以上、64グラム未満であるもの
MS	パック中の鶏卵1個の重量が52グラム以上、58グラム未満であるもの
S	パック中の鶏卵1個の重量が46グラム以上、52グラム未満であるもの
SS	パック中の鶏卵1個の重量が40グラム以上、46グラム未満であるもの

2. 種類等の表示は、次のとおりとする。

- (1) 名称、原産地等は、箱詰鶏卵規格の3に掲げる事項とする。
 (2) パック詰鶏卵の表示は、次の様式によるものとする。

◇パック詰鶏卵の表示様式例

農林水産省規格 (卵重)	名称：鶏卵 原産地：〇〇
種類	賞味期限：年月日
～g未満	採卵者又は選別包装者住所：〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地 採卵者又は選別包装者氏名：〇〇養鶏場又は〇〇GP センター
卵重計量責任者 〇〇〇〇	保存方法：お買い上げ後は冷蔵庫(10℃以下)で保存して下さい。 使用方法：生で食べる場合は賞味期限内に使用し、賞味期限経過後及び殻にヒビの入った卵を飲食に供する際は、なるべく早めに、充分に加熱調理してお召し上がり下さい。

- 備考 (ア) 卵重計量責任者欄には、第5の4に基づく格付け責任者の氏名を明記する。
 (イ) 商標、宣伝等の表示は、規格表示の部分と明確に区分して行う。
 (ウ) 鶏卵の個体の品質区分を表す等級の表示は行わない。
 (エ) 活字の大きさは、規格表示が明確にわかる大きさとする。
 また、名称及び原産地等については、第5の2の(6)の規定により定められた大きさとする。
 (オ) 輸入鶏卵にあつては、輸入業者の営業所所在地及び輸入業者の氏名を表示する。
 (カ) 採卵者又は選別包装者については、パック詰鶏卵出荷者も含まれる。

- (3) 種類の表示を補足するための色分けは、次のとおりとする。

種類	色分け
LL	赤
L	橙
M	緑
MS	青
S	紫
SS	茶

3. 品質及び容器は、次のとおりとする。

品質	パックの中の鶏卵は、箱詰鶏卵規格に定める鶏卵の個体の品質区分により1級以上とされるもの	
容器	パック	Aベット、紙その他のリサイクルに配慮した材質でできた容器で鶏卵を10個又は6個詰めるもの
	ケース	ダンボール、プラスチックその他のリサイクルに配慮した材質でできた容器でパックを詰めるもの

- 備考 パック及びケースの材質及び形態は、通常の流通過程において破損し、又は鶏卵の商品価格を低下させるおそれのないものとする。